

厚生労働省支出点検プロジェクトチーム設置について

平成 21 年 1 月 29 日
厚生労働省

1 目的

行政支出の無駄をなくすことの必要性は極めて重要であり、行政支出総点検会議をはじめこれまでも各方面から指摘されている。

行政支出の点検等を継続的かつ組織的に行うため、省内に、「厚生労働省支出点検プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

2 プロジェクトチームの構成

- (1) 省内に、官房長を長とするプロジェクトチームを設置する。
- (2) プロジェクトチームに主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は官房長とし、主査代理は総括審議官及び政策評価審議官とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、プロジェクトチームのメンバーは別紙1の職にある者とする。

3 プロジェクトチームの業務

プロジェクトチームは、省内における行政支出の無駄の削減に係る目標設定、実施状況の評価・検証及びその他行政支出の無駄の根絶に向けた取組み等を行う。

4 有識者からの意見聴取

プロジェクトチーム主査は、必要に応じ有識者からの意見を聴取することとする。

5 ワーキングチームの設置

- (1) 必要に応じワーキングチームを置く。
- (2) ワーキングチームのメンバーについては、検討内容によりプロジェクトチーム主査が指名する。

6 地方支分部局及び施設等機関の取扱い

地方支分部局及び施設等機関は、本省所管部局の指示により、本省と連携・協力して取組みを行う。

7 事務局

- (1) プロジェクトチームに事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、事務局長代理、事務局次長及び事務局次長代理を置く。
- (3) 事務局長は大臣官房会計課長とし、事務局長代理は大臣官房参事官(会計担当)とし、事務局次長は大臣官房人事課長、大臣官房総務課長、大臣官房地方課長、政策評価官とし、事務局次長代理は大臣官房参事官(人事担当)、大臣官房参事官(総務担当)、大臣官房参事官(地方担当)とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、事務局員は別紙2の課(室)の総括補佐の職にある者とする。
- (5) 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、大臣官房会計課において処理する。

8 その他

前各号に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関する事項その他必要な事項は、プロジェクトチーム主査が定める。

別紙1

主査 ; 大臣官房長
主査代理 ; 総括審議官、政策評価審議官
副主査 ; 大臣官房会計課長 ※事務局長
大臣官房参事官（会計担当） ※事務局長代理
大臣官房人事課長 ※事務局次長
大臣官房参事官（人事担当） ※事務局次長代理
大臣官房総務課長 ※事務局次長
大臣官房参事官（総務担当） ※事務局次長代理
大臣官房地方課長 ※事務局次長
大臣官房参事官（地方担当） ※事務局次長代理
政策評価官 ※事務局次長

メンバー ; 大臣官房国際課長
大臣官房厚生科学課長
統計情報部企画課長
医政局総務課長
健康局総務課長
医薬食品局総務課長
医薬食品局食品安全部企画情報課長
労働基準局総務課長
職業安定局総務課長
職業能力開発局総務課長
雇用均等・児童家庭局総務課長
社会・援護局総務課長
社会・援護局援護企画課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局総務課長
保険局総務課長
年金局総務課長
社会保障担当参事官
労働政策担当参事官
社会保険庁総務部総務課長
中央労働委員会事務局総務課長

別紙2

事務局長	;	大臣官房会計課長
事務局長代理	;	大臣官房参事官（会計担当）
事務局次長	;	大臣官房人事課長 大臣官房総務課長 大臣官房地方課長 政策評価官
事務局次長代理	;	大臣官房参事官（人事担当） 大臣官房参事官（総務担当） 大臣官房参事官（地方担当）
事務局員	;	大臣官房人事課 大臣官房総務課 大臣官房会計課 大臣官房地方課 大臣官房国際課 大臣官房厚生科学課 大臣官房統計情報部企画課 医政局総務課 健康局総務課 医薬食品局総務課 医薬食品局食品安全部企画情報課 労働基準局総務課 職業安定局総務課 職業能力開発局総務課 雇用均等・児童家庭局総務課 社会・援護局総務課 社会・援護局援護企画課 社会・援護局障害保健福祉部企画課 老健局総務課 保険局総務課 年金局総務課 社会保障担当参事官室 労働政策担当参事官室 政策評価官室 社会保険庁総務部総務課 中央労働委員会事務局総務課